

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

※本契約の締結は本契約に係る予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年11月27日

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業委託

(2) 履行期間

① 令和6年度準備業務 令和7年2月中旬～令和7年3月31日

※受託者が現在の運営事業者から変更となった場合のみ契約を行う。

② 令和7～9年度業務 令和7年4月1日～令和10年3月31日

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 業務内容

(1) 準備業務

(2) 学習支援員の確保及び登録事務

(3) 利用希望者の受付及び登録事務

(4) 学習支援の実施

①日 時：原則として、第1、3土曜日の午後2時～午後4時

②会 場：5会場（※区が会場を用意するため、会場使用料は不要）

③回 数：全120回（5会場×12ヶ月×2回/月）

④対象者：各会場とも、20名（利用定員）

⑤参加費：無料

(5) その他学習支援の実施（進学に向けた集中勉強会等の開催）

(6) 学習支援員の人材育成

(7) 事業実施報告書の作成

3 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(5) 平成31年度以降、国、自治体等からの委託を受け、ひとり親家庭を支援する事業及び子どもの学習を支援する事業の実績を有している法人であること。

(6) 「世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業委託事業者選定審査委員会」の委

員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための審査基準

提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- (1) 世田谷区及び国のひとり親支援施策の理解度及び課題の認識度
- (2) 事業実施内容の充実度及び履行の信頼度
- (3) 事業実施体制
(業務責任者の経験や資格、職員配置、人材育成、区との連絡調整体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性

6 審査

本公募における選定事業者は、学識経験者を含む選定委員会の審査を経て決定する。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合がある。

また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は次点の事業者を選定事業者として決定する場合がある。

(1) 選定委員の構成

委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫

委員：三宅 雄大

委員：丸山 裕代

(2) 書類審査（一次審査）

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は審査委員会の各委員が行うものとする。

書類審査期間：令和7年1月15日（水）～令和7年1月30日（木）

(3) ヒアリング審査（二次審査）

一次審査を通過した上位3事業者を対象にヒアリングによる二次審査を、後述の「審査基準」に基づき行う。（1事業者25分程度）二次審査の実施日時・場所等の詳細については、一次審査の結果通知にあわせて連絡する。選定委員会において、提案書及びヒアリングについて評価基準に基づき採点を行い、その採点結果の総合点が一番高い提案者を第1位とし、特命随意契約に向けて交渉を行う。なお、点数が同点となった場合には、選定委員会委員による多数決により順位を決定する。

ヒアリング予定日：令和7年2月上旬予定

結果通知日：令和7年2月中旬予定

7 手続き等

(1) 担当課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援（担当：津田・伊藤）

住 所：〒154-8504

世田谷区世田谷4-22-33 西棟3階

電話：03-5432-2406

FAX：03-5432-3081

Mail：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

① 期 間：令和6年11月27日（水）より12月11日（水）正午まで

② 場 所：上記（1）に同じ。

③ 方 法：上記（1）担当課での手渡し、世田谷区ホームページからダウンロード

(世田谷区トップページ)→(区政情報)→(契約・入札情報)→(発注情報)→(現在実施中のプロポーザル情報)→(子ども・教育・若者支援)

なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(3) 事業者向け説明会の開催

①日 時：令和6年12月4日（水）午前10時～1時間程度

②会 場：オンライン（ZOOMにて開催予定）

③申込み：令和6年12月3日（火）午前9時までに、上記（1）まで「説明会参加申込書（様式1）」を電子メールにて送信すること。

なお、送信後は確認の電話をすること。

(4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和6年12月11日（水）正午必着

②場 所：上記（1）に同じ。

③方 法：持参または郵送すること（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

(5) 辞退

参加表明書の提出後に何らかの事情により辞退する場合は「辞退届」（様式は募集要項を参照）を速やかに提出すること。

(6) 企画提案書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和7年1月15日（水）正午

②場 所：上記（1）に同じ。

③方 法：持参

なお、持参に加え企画提案書（正本・副本）はPDF形式で保存し、担当課に電子メールでも提出すること。

(7) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

※令和7年2月上旬を予定しているが、招請事業者数等により予定を変更する場合があります。

(8) 審査結果通知

※令和7年2月中旬に文書で通知する（予定）。

8 スケジュール

募集要項交付期間	令和6年11月27日(水)～12月11日(水)正午
事業者向け説明会申込締切	12月3日(火)午前9時
事業者向け説明会	12月4日(水)午前10時～1時間程度
参加表明書の受領期限	12月11日(水)正午
招請通知発送	12月11日(水)
質問提出期限	12月13日(金)正午
質問回答	12月18日(水)
企画提案書提出期限	令和7年1月15日(水)正午
書類審査期間	1月15日(水)～1月30日(木)
ヒアリング審査	2月上旬予定
結果通知	2月中旬予定

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、7(1)と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。
- (9) 受託者が現在の事業者から変更となった場合、令和6年度末時点の利用者に対し、継続して円滑な支援を行うことができること及び、新規利用者に対し遅滞なく必要な支援が行えるよう準備を進めるため、令和6年度中に1か月半程度の業務引継ぎ及び事業開始準備について別途契約する。
- (10) 詳細は募集要項による。